

一般社団法人九州 MaaS 協議会 会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人九州 MaaS 協議会（以下、「協議会」という。）の会員の入退会及び会費等に関して定めることを目的とする。

(会員資格の取得手続き)

第2条 定款第6条の規定により、協議会の正会員、賛助会員又は情報連携会員の資格を取得しようとする者は、別紙1に定める会員入会申込書に必要事項を記載して、協議会に申し込まなければならない。

(会費等の負担)

第3条 定款第8条により会員から納入される会費および負担金は、定款第6条に規定する会員の種別に基づき、下表のとおり区分する。

定款第6条に規定する会員区分		会費または負担金の区分
① 正会員	(1) 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に参画するために入会した九州地域戦略会議の構成団体及びその実行組織。	負担金
	(2) 当法人の目的に賛同し、当法人の事業に参画するために入会した企業。	会費
	(3) 当法人の目的に賛同し、当法人の事業を支援するために入会した団体。ただし、本号(2)に該当する当法人の正会員が構成員となっている団体で、特定の産業や業種に携わる企業によってのみ構成される団体に限る。	会費
② 賛助会員		会費

2 各事業年度における会員の負担金および会費の額は、定款第8条の規定に基づき総会で定め、会員に通知する。

3 期中に加入した会員の会費は、加入した翌月から起算し月割りで年度の残月数を計算し、会員に通知する。

(会員の権利)

第4条 定款第6条に規定する会員区分毎の、協議会の活動等における権利については、定款における規定の他、次のとおりとする。

① 正会員

・運営委員会への参画。(ただし、運営委員会設置要綱に基づき、運営委員会委員に委嘱された正会員に限る。)

- ・ワーキンググループへの参画。
- ・九州 MaaS のサービスプラットフォームを活用したサービスの提供。
- ・その他、協議会が認める活動への参画。

② 賛助会員

- ・定款に規定する総会へのオブザーバー参画。ただし、議決権および議場で求められた事項以外の発言権を有さない。
- ・協議会が認めるワーキンググループへのオブザーバー参画。
- ・その他、協議会が認める活動への参画。

③ 情報連携会員

- ・定款に規定する総会へのオブザーバー参画。ただし、議決権および議場で求められた事項以外の発言権を有さない。
- ・その他、協議会が認める活動への参画。

(退会手続き)

第5条 定款第10条の規定により正会員、賛助会員または情報連携会員が退会しようとするときは、別紙2に定める退会申出書に必要事項を記載して協議会に提出しなければならない。ただし、協議会が解散したときはこの限りではない。

2 協議会は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく会長に報告しなければならない。

3 定款第11条の規定により、総会において会員の除名を決定したときは、直ちに文書をもって通知するものとする。

4 任意退会または除名となる会員が既に納入した会費または負担金は、返還を行わない。

(会員情報の異動時の取り扱い)

第6条 会員は、第2条の規定に基づき登録している情報について異動が生じた場合は、別紙3に定める登録情報変更届により、変更する内容を協議会に届け出なければならない。

(損害賠償責任)

第7条 協議会の活動において生じた直接かつ現実に生じた通常の影響のうち、会員に責めのあるものについては、当該会員が賠償するものとし、協議会はその責任を負わないものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、2024年4月1日から施行する。